

## 添付書類A

### 1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

オーストラリア  
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	び
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	グレナディーン諸島
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	スリナム
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	トリニダード・トバゴ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	タークス・カイコス諸島
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	ウルグアイ
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	ベネズエラ*
英領ヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

\*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

## 2. コミッショナーとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法体系において一般的に認識されているとおり、自己のために行為すると称し、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン	フィンランド*	ルクセンブルク*	セネガル
アルバニア	フランス*	マケドニア	セルビア
アルジェリア	ガボン	マダガスカル	セイシェル
アンゴラ	ガンビア	マラウイ	シエラレオネ
アルメニア	ジョージア	マレーシア*	シンガポール*
オーストリア	ドイツ*	マリ	スロバキア*
アゼルバイジャン	ガーナ	マルタ共和国*	スロベニア*
バーレーン*	ギリシャ*	モーリタニア	南アフリカ
ベラルーシ	ギニアビサウ	モーリシャス	スペイン*
ベルギー*	香港*	モルドバ	スワジランド
ベナン	ハンガリー	モンテネグロ	スウェーデン*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド*	モロッコ	スイス*
ボツワナ	インド	モザンビーク	台湾*
ブルガリア*	インドネシア	ナミビア	タジキスタン
ブルキナファソ	イラク	オランダ*	タンザニア
カンボジア	アイルランド*	ニジェール	タイ*
カメルーン	イスラエル*	ナイジェリア	チュニジア
カーボベルデ	イタリア*	ノルウェー*	トルコ*
チャド	ヨルダン	オマーン	トルクメニスタン
中国*	カザフスタン	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コンゴ民主共和国	ケニア	フィリピン*	ウガンダ
コンゴ共和国	コソボ	ポーランド	ウクライナ*
コートジボワール	クウェート	ポルトガル	英国*
クロアチア	キルギスタン	カタール*	ウズベキスタン
キプロス*	ラトビア*	ルーマニア*	ベトナム*
チェコ共和国	レバノン	ロシア*	イエメン
デンマーク*	リベリア	ルワンダ	ザンビア
エジプト*	リビア	サントメ・プリンシペ	ジンバブエ
エストニア*	リトアニア*	サウジアラビア*	

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Services Pte. Ltd.を指名するものとします。

ブータン	モルディブ	パラオ	パプアニューギニア
ブルネイ	ミクロネシア連邦	スリランカ	ソロモン諸島
カンボジア	モンゴル	韓国*	トンガ
ラオス	ミャンマー	フィジー	バヌアツ
マカオ	ネパール	ナウル	

\*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

## 添付書類B

1. Appleは、税の適用がある場合、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタムアプリ配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア	チェコ共和国	ラオス	スロバキア
アルメニア	デンマーク	ラトビア	スロベニア
オーストラリア	エジプト	リトアニア	南アフリカ
オーストリア	エストニア	ルクセンブルク	スペイン
バハマ	フィンランド	マレーシア	スリナム
バーレーン	フランス	マルタ共和国	スウェーデン
バルバドス	ジョージア	メキシコ****	スイス
ベラルーシ	ドイツ	モルドバ	台湾
ベルギー	ガーナ	ネパール**	タジキスタン**
ベナン	ギリシャ	オランダ	タンザニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ハンガリー	ニュージーランド	タイ**
ブルガリア	アイスランド	ナイジェリア	トルコ
カナダ	インド	ノルウェー	ウクライナ
カンボジア**	インドネシア**	オマーン	アラブ首長国連邦
カメルーン	アイルランド	ポーランド	ウガンダ
チリ	イタリア	ポルトガル	英国
中国*	コートジボワール	ルーマニア	米国
コロンビア	カザフスタン**	ロシア***	ウルグアイ†
クロアチア	ケニア	サウジアラビア	ウズベキスタン**
キプロス	韓国**	セルビア	ベトナム
	コンゴ	セネガル	ザンビア
	キルギスタン**	シンガポール**	ジンバブエ

\*中国政府からの要求に応じて徴収される特定の税金を除き、Appleは中国において追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付に単独で責任を負うものとするを理解し、これに同意するものとします。

\*\*非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Appleが現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。Appleは、現地のデベロッパから受け取る権利を有する手数料を決定する目的のみ、現地のデベロッパから税区分の選択のために提供される情報に基づいてVATの額を見積もります。見積税額は、Appleの手数料の計算前に、エンドユーザーがライセンスアプリケーションについて支払うべき価格から差し引かれます。

\*\*\*非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Appleが現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。

\*\*\*\*メキシコにおいてVATを目的として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコにおいてVATを目的として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Appleは、現地の法律に従って、(i) 現地の企業および外国人居住者に課せられるVATの合計額、ならびに(ii) 現地の個人に適用されるVATの額およびその他のVATの額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。現地の法律で義務付けられている場合、当該VATの管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。

+ウルグアイ政府の要求に応じてAppleが徴収する必要のある、デジタル取引に関する特定の税金を除き、Appleはウルグアイにおける追加的な税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを理解し、これに同意するものとします。

**2.** Appleは、本添付書類Bの第1条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、また当該地域に所在するカスタムアプリ配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

## 添付書類C

### 1. オーストラリア

#### 1.1 一般

- (a) 1999年新税制(物品サービス税)法(以下、「GST法」といいます)で定義されている用語は、本第1条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類Cの本第1条は、本契約の解除後も有効に存続します。

#### 1.2 オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにAPLを指名している場合：

1.2.1 デベロッパは、1999年新税制(物品サービス税)法(「GST法」)に基づくGSTの不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する税務長官(以下、「長官」といいます)からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアでGSTの登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

#### 1.2.2 物品サービス税(GST)

- (a) 一般
  - (i) 本添付書類Cの本第1.2条は、オーストラリアにおいて別紙2および別紙3に基づいて、代理人であるAPLを介してデベロッパがエンドユーザーに対して行う供給に適用されます。GST法で定義されている用語は、本第1.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
  - (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙2および別紙3に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべてGSTを考慮せず決定されており、本第1.2条に基づき、支払うべきGSTを考慮に入れて額を増やす必要があります。
  - (iii) 別紙2および別紙3に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給がGSTの対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者にGSTを支払う必要があります。疑義を避けるために明記すると、これには、別紙2の第3.4条および別紙3の第3.4条に従ってAPLにより手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
  - (iv) 本条項に基づきGSTを理由としてAPLが回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
  - (v) 本添付書類Cの本第1条は、本契約の解除後も有効に存続します。

(b) オーストラリア居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの居住者である場合：

- (i) デベロッパがオーストラリア事業者番号(以下、「ABN」といいます)を有しており、かつGST登録済みであるか、またはGST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGSTの登録申請を長官に提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を(App Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより)Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。
- (ii) デベロッパおよびAPLは、GST法の第153-50条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
  - (A) APLは、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。
  - (B) デベロッパは、対応する別個の供給をAPLに行っているものとみなされます。
  - (C) APLは、自己の名において、第1.2.2条(b)(ii)項(A)に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
  - (D) デベロッパは、第1.2.2条(b)(ii)項(A)に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。
  - (E) APLは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給(第1.2.2条(b)(ii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。
  - (F) デベロッパは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給(第1.2.2条(b)(ii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)についてタックスインボイスをAPLに発行しないものとします。

(c) 非居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの非居住者である場合：

- (i) デベロッパおよびAPLは、オーストラリアにおいてデベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパがエンドユーザーに対して行うすべての供給を、APLを介して行う「国外からの無形資産の消費者に対する供給」(inbound intangible consumer supplies) (GST法に定義)として取り扱うことに同意するものとします。
- (ii) APLは、自己の名において、デベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。

- (iii) デベロッパは、デベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

### 1.3 オーストラリアのデベロッパ – オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミショネアとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(「ABN」)を有しており、新税制である1999年物品サービス税法(「GST法」)に基づきGSTに登録済みであることを保証することが、この契約の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を(Apple Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより)Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

## 2. ブラジル

### ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客に許可するためにApple Services LATAM LLCを指名している場合：

#### (A) 一般

2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i)デベロッパを代理してAppleが行う、エンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii)ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii)単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、Appleがブラジル国内の第三者、Appleの子会社、および/または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルからAppleに送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。

2.3 エンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票はAppleがデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について単独で責任を負うものとします。

## **(B) 非居住デベロッパ**

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書をAppleに提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率(存在する場合)を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleにとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供した後に限ります。デベロッパは、Appleがデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙2の第3.3条および別紙3の第3.3条の定めに関わらず、Appleが当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Appleは源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金および／または利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleおよび徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

## **(C) 居住デベロッパ**

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号(CNPJまたはCPFのいずれか該当する方)で更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルのStoreから削除される場合があることを認めるものとします。

## **3. カナダ**

### **カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダのGST/HST番号を追加する、またはアカウントのGST/HST番号を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州のQST番号を追加する、またはアカウントのQST番号を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Canadaを指名している場合：

### **3.1 一般**

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理してApple Canadaがエンドユーザーに行う供給およびApple Canadaがデベロッパに行う供給に関連する、消費税法(カナダ)(以下、「ETA」といいます)に基づき課される物品サービス税/統合売上税(以下、「GST/HST」といいます)、ケベック州売上税(以下、「QST」といいます)、または州小売売上税(以下、「PST」といいます)の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金および／または利息に対する、カナダ歳入庁(以下、「CRA」といいます)、ケベック州歳入庁(以下、「MRQ」といいます)、およびPSTを課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。



### 3.2 GST/HST

(a) 本添付書類Cの本第3.2条は、カナダにおいて代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETAで定義されている用語は、本第3.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple CanadaはGST/HSTのために登録済みであり、GST/HST登録番号はR100236199です。

(b) デベロッパがカナダの居住者であるか、またはETAに基づきGST/HSTのための登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパがGST/HSTのために登録済みであるか、またはGST/HSTのための登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGST/HSTの登録申請をCRAに提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのGST/HST登録の十分な証拠(例: デベロッパのCRAによる確認書の写しまたはCRA WebサイトのGST/HST Registryからプリントアウトした証憑)をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがGST/HSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。

(c) デベロッパがGST/HSTのために登録済みである場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i) ETAの第177条(1.1)項に従って選定を行うことで、Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにGST/HSTの徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォームGST506(App Store Connectサイトで入手可能)に必要な事項(自らの有効なGST/HST登録番号を含む)を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることに同意し、(ii) Appleは、デベロッパがAppleに支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいて適用される、カナダのGST/HSTおよびQSTの額をデベロッパへの送金額から差し引くことを認めるものとします。

(d) デベロッパがGST/HSTのための登録をしていない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームGST506への必要事項の記入、署名、およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i) デベロッパがGST/HSTのために登録していないことを証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETAの対象となる事業をカナダで行っていないことを証し、(iii) Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaがGST/HSTを請求、徴収、および納付することを認め、(iv) デベロッパがApple Canadaに支払うべき手数料はGST/HSTが免除されている(すなわち、GST/HST税率が0%である)ことを認め、かつ(v) デベロッパがGST/HSTのための登録を行っていない場合、Apple Canadaが請求した手数料がGST/HSTの対象であったことが判明した場合、Apple Canadaに課されるいかなるGST/HST、利息、および罰金についても、Appleを補償することに同意するものとします。

### 3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令(以下、「QSTA」といいます)で定義されている用語は、本添付書類Cの本第3.3条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパがQSTのために登録済みであるか、またはQST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにQSTの登録申請をMRQに提出済みであることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのQST登録の十分な証拠(例: デベロッパのMRQによる確認書の写しまたはMRQ WebサイトのQST Registryからプリントアウトした証憑)をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがQSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。

(b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i) デベロッパがQSTのために登録済みであることを証し、(ii) QSTAの第41.0.1条に従って選定を行うことで、Apple Canadaがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにQSTの徴収、会計処理および納付をさせること、またフォームFP2506-Vに必要事項(自らの有効なQST登録番号を含む)を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることを同意し、かつ(iii) Apple Canadaがデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QSTのための登録を行っておらず、当該販売はQSTが免除されていることを前提として、Apple CanadaはQSTを請求、徴収、または納付しないことを認めるものとします。

(c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームFP2506-Vへの必要事項の記入、署名およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ(iii) Appleがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、AppleがQSTを請求、徴収、および納付することを認めるものとします。

### 3.4 PST

本添付書類Cの本第3.4条は、PSTを課税または導入している州において、代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州においてApple Canadaがデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canadaが適用されるPSTを請求、徴収、および納付できることを認め、これに同意するものとします。

## 4. チリ

### **チリのデベロッパ – チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域のVAT納税者であることを保証し、デベロッパのVATステータスの証拠を提供しない限り、Appleは、チリの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

## 5. 日本

### **(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにiTunes株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理してiTunes株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよび/またはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、かつ自身の納税管理者を任命することについて、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理人としてiTunes株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理人を任命することに同意するものとします。別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。

5.2 iTunes株式会社が日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

#### **(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパは、別紙2および別紙3に基づくデベロッパの代理人またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価としてAppleが受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

## **6. 韓国**

#### **韓国のデベロッパ – 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金ID」と総称します)を持っていることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

デベロッパは、App Store Connectで求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金IDを更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金IDを提供しないことにより、デベロッパの韓国税金IDが提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国のStoreから削除されたり、別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Appleの要請に応じて、デベロッパの韓国税金IDの十分な証拠(例: 事業登録証明書または韓国国税庁のHome Tax Webサイトからプリントアウトした証憑)をAppleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

適用法に基づくAppleの義務を遵守してデベロッパの韓国税金IDを検証するため、Appleはサービスプロバイダを使って検証プロセスを実施します。そのためデベロッパの韓国税金IDを、その目的のためにサービスプロバイダに送信します。Appleが収集した個人データは、<https://www.apple.com/legal/privacy/jp/>で閲覧できるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

韓国の税法に従い、AppleはデベロッパがAppleに支払うべき手数料に対して韓国の付加価値税(VAT)を適用し、韓国のユーザーへの販売に関するデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

## 7. マレーシア

### マレーシアのデベロッパ – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッションネアとして指名している場合、Appleは、マレーシアの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

## 8. メキシコ

### メキシコのデベロッパ – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Appleは、メキシコの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金額から差し引くものとします。Appleは、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Appleは、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Appleは、その源泉徴収所得税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金ID(R.F.Cと呼ばれています)を有している場合、デベロッパはApp Store Connectツールを使用してデベロッパのメキシコ税金ID登録証の写しをアップロードすることにより、Appleに提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。デベロッパがデベロッパのメキシコ税金IDを示す証拠をAppleに提出しない場合、Appleは、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

## 9. ニュージーランド

### 9.1 一般

(a) 1985年物品サービス税法(以下、「1985年GST法」といいます)で定義されている用語は、本添付書類Cの第9条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b) 本添付書類Cの本第9条は、本契約の解除後も有効に存続します。

## 9.2 ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客に許可するためにAPLを指名している場合：

### 9.2.1 一般

(a) デベロッパは、1985年GST法に基づくGSTの不払いまたは過少納付およびそれらに関する罰金および／または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APLを補償し、損害を被らせないものとします。

(b) 本添付書類Cの本第9.2条は、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客への供給に適用されます。

(c) デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客への供給に関して、APLが電子マーケットプレイスの運営者であり、GSTの目的において1985年GST法の第60条(C)項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

### 9.2.2 居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(1C)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、

(ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.2条(a)(i)に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。

### 9.2.3 非居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(1B)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、

(ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.3条(a)(i)に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。

9.2.4 APLは、本添付書類Cの第9条に基づいて行われた供給に関連する必要な文書を、APL自身の名前でエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客に発行するものとします。

9.2.5 デベロッパは、本添付書類Cの第9.2条に基づいて行われた供給に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客に発行しないものとします。

### **9.3 ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAppleを介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(C)項および第60条(1C)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAppleへのサービスの供給。および、

(ii) Appleからニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタムアプリ配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよびAppleは、前記の(i)に基づくデベロッパからAppleへのサービスの供給とみなされる供給によって、Appleに1985年GST法に基づくGSTコストが発生しないことを認めるものとします。

## **10. シンガポール**

### **シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っているかどうかの確認をAppleに伝えることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパがGSTのために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポールGST登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポールGST登録番号をAppleに提供していない場合、Appleは、シンガポールの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にシンガポールのGSTを適用し、当該額をデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っており、シンガポールのGST登録番号をAppleに提供している場合、Appleは、シンガポールの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にシンガポールのGSTを適用し、当該額を、Apple Services Pte. Ltd.をコミッションアとして指定している国と地域に所在するユーザーへの販売に関するデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

## 11. 台湾

### 台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッションアとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号(デベロッパが企業である場合)または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号(デベロッパが個人である場合)(以下、「台湾税金ID」と総称します)をAppleに提供することが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

## 12. タイ

### タイのデベロッパ – タイにおけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがタイの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムアプリ配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッションアとして指名している場合、デベロッパがタイのVATの登録を行っているかどうかの確認をAppleに伝えることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパがVATのために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのタイVAT登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがタイのVATの登録を行っていない場合、またはデベロッパのタイVAT登録番号をAppleに提供していない場合、Appleは、タイの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にタイのVATを適用し、当該額をタイの顧客への販売に対するデベロッパへの送金額から差し引くものとします。

## 13. 米国

### 米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Inc.を指名している場合：

13.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォームW-8BENおよび/またはその他の必要な納税申告書に必要な事項を記入し、App Store Connectサイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報をAppleに提供するものとします。

13.2 Appleがその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Appleまたはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があるとして判断した場合、Appleは、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Appleがデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Appleがエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Appleが支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについてAppleに払い戻すものとします。

13.3 所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について単独で責任を負うものとします。

#### **14. 添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザー**

##### **添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパが、添付書類A第2条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Distribution International Ltd. (所在地: Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland) を指名している場合:

Apple Distribution International Ltd. が、デベロッパへの送金に対する、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の適用を受ける場合、デベロッパは、そうした税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd. に発行する請求書は、前記の付加価値税もしくはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。



## 添付書類D

### デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 確認:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを認め、Appleではなく、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションならびにそれらのコンテンツに関して、単独で責任を負うことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Appleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与される各ライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使った購入者に関連付けられたほかのアカウントによってアクセスおよび使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。EULAは、特定のAppleライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタムアプリ配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関して、単独で責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効になされているものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対して当該アプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容される限り、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが単独で責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する申し立て:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有および/もしくは使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの申し立て((i) 製造物責任に関する申し立て、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する申し立て、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、または類似の法令(デベロッパのライセンスアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する申し立てを含みますがこれらに限定されません)に対処する責任をデベロッパが負担し、Appleは一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限できないものとします。

**6. 知的財産権:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有および使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、Appleではなくデベロッパが、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および補償について、単独で責任を負うことを認めるものとします。

**7. 法令遵守:** エンドユーザーは、(i) 自身の所在地が、米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」地域に指定されている地域ではないこと、および(ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の対象者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

**8. デベロッパの名前および住所:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または申し立てを行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

**9. 第三者の契約条件:** デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパがVoIPアプリを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載するものとします。

**10. 第三者受益者:** デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、当該権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

## 添付書類E

### App Store追加規約

**1. App Storeでの見つけやすさ** : App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付 (関連する検索のために考慮される場合があります)、Appleが公表したいいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリについて検討する際、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに注目し、質の高いアプリを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザー体験、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、アプリのプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールも考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c) デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリの見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/>をご参照ください。

### 2. App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびアプリ内課金(サブスクリプションを含む)に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/>をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、AppleのプライバシーポリシーおよびAppleによる当該データの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Reviewガイドラインに従っている場合に限りです。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://www.apple.com/legal/privacy/data/ja/app-store/>の「App Storeとプライバシー」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

### 3. P2BおよびDSAの規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する2022年10月19日の欧州議会・理事会規則(EU) 2022/2065および指令2000/31/ECの改正(デジタルサービス法(DSA))の対象となる、欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Appleがデベロッパに対して行った措置(デベロッパアカウントの停止やApp Storeからのアプリの削除など)に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、[apple.com/legal/dsa/redress-options](https://apple.com/legal/dsa/redress-options)で確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制(以下、「P2B規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、および当該地域に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、次の問題に関して、<https://developer.apple.com/contact/p2b/>から苦情を提出することができます。(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleは当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Appleは以下の仲裁委員会を指定します。Appleは当該仲裁委員会と共に、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争(Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution  
P2B Panel of Mediators  
70 Fleet Street  
London  
EC4Y 1EU  
United Kingdom  
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>